

参加要領

- 第1条 記1の業務内容について「企画案の募集」に参加を希望する者は、記4(1)に掲げる提出書類を、記5(2)に掲げる方法により提出することをもって参加を申込むこと。記5(3)の提出期限までに到達しない申込書は無効とするので、郵送等により提出する場合は十分な余裕をもって早めに送付すること。
- 第2条 提出書類の記載に当たっては、記4(3)に留意して記載すること。
- 第3条 提出書類は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。
- 第4条 「企画案の募集」に関する公告に記載されている事由の他、次の各号に掲げるものに該当する参加申込みは無効とする。
- (1) 本要領の規定に違反する参加申込み
 - (2) その他契約担当官等が提出書類不完全と認めたもの
- 第5条 提出書類は、記9のとおり審査を行い、採用の是非を決定する。採用の是非については、遅滞なく参加者に対し通知する。
- 第6条 契約に当たっては、審査の結果選定された企画案の全てを採用するものではない。
- 第7条 本要領に定めのない事項は全て会計法規に定めるところによって処理する。

記

1. 件名
こども性暴力防止法に係る犯罪事実確認等支援業務
(詳細については、仕様書参照)
2. 契約期間
契約締結日から令和9年3月31日(水)まで
3. 契約金額の上限額
1,796,088,800円(消費税及び地方消費税を含む)
4. 提出書類・部数
 - (1) 提出書類
 - ① 申込書(別紙1の様式に沿った適宜の書式:1部)
 - ② 令和7・8・9年度 全省庁統一資格参加資格の写し(1部)
 - ③ 企画提案書及び経費内訳書
※提案内容は仕様書の作業内容、企画提案書評価表等と整合性のとれたものとすること(仕様書、企画提案書評価表の番号を付記し、追加提案は「追加提案」とすること。)
※会社名、代表者名、住所、担当者氏名、所属、役職、電話番号、E-mailを記入すること。
※業務内容の一部を他業者に再委託等させる場合は、対象業務の範囲、その必要性・合理性及び相手先名称・住所を明記すること。
 - ④ 業務体制図
本業務に従事する者について、個人名を入れた体制図を提出すること。
 - ⑤ スケジュール

契約開始日から契約終了日までの想定し得るスケジュールを提出すること。

⑥ 指名停止等に関する申出書（別紙3の様式）

⑦ 誓約書（別紙4の様式）

⑧ 過去に行った類似案件の実績が分かる書類の写し

（例：件名、発注者、受注者、契約金額等が分かる契約書の写し）

※企画提案書評価表「2. 加算点項目 6 類似事業者の実績」参照。

※該当する場合のみ

⑨ 一般競争入札参加の資格審査結果通知書（全省庁統一資格）（写）

⑩ 従業員への賃金引上げ計画の表明書

※表明する意思がある場合のみ提出すること

⑪ 「ワーク・ライフ・バランス等の推進に係る指標」を証明する書類

※該当する場合のみ

（2）提出部数

・上記（1）提出書類の③から⑤まで：各7部

（社名等を記載したもの1部、社名等の特定情報を伏したもの6部）

・上記（2）提出書類の①、②及び⑥から⑪まで：各1部

（3）留意事項

・提出された企画案等に対する経費の支出は行わない。また、審査終了後、企画案等は返却しない。

・企画案等には営業上の機密事項が含まれていることに配慮し、各者の企画案等は非公開とする。

・契約に当たって、契約保証金の納付は、全額免除とする。

・選考審査の公平性を保持するため、選考審査において用いる企画案等の副本は、企画内容を含め、事業者名を伏す等提案者が特定なれないような処置をとること。

5. 提出先等

（1）提出先

〒100-6090 東京都千代田区霞が関 3-2-5 霞が関ビルディング 20F 2012 室
こども家庭庁支援局総務課 こども性暴力防止法施行準備室

電話：03-3858-0195

（2）提出方法

次のいずれかの方法により提出すること。なお、いずれの方法による場合も紙媒体のほか、メールにより電子媒体も提出することとし、提出先のメールアドレスは上記（1）の提出先に電話で確認すること。

また、土曜日、日曜日、祝日の受付は行わないこととし、期限を過ぎた提出はいかなる理由による場合も無効とする。

① 持込みによる提出

持込みによる提出を希望する場合には、上記（1）の提出先に電話連絡を行い、持込日時を調整の上、上記（1）の提出先に提出すること。

② 郵便等による提出

郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による申込書等の提出を希望する場合には、上記（1）の提出先に提出すること。

なお、封筒には「こども性暴力防止法に係る犯罪事実確認等支援業務の提案書等在中」と記載すること。

③ その他の方法による提出

上記①及び②以外の方法による申込書等の提出を希望する場合には、上記

(1) に示す提出期限までに上記(1)に連絡すること。

(3) 提出期限

令和8年2月16日（月）12時00分まで（必着）

6. 調達説明会の開催

本調達においては令和8年2月2日（水）14時00分よりオンラインで調達説明会を開催する。なお、参加希望の場合は令和8年1月30日（金）正午までに上記5.(1)に連絡を行うこと。

7. 企画提案会（プレゼンテーション）の開催

- (1) 本調達においては企画提案会を実施することとし、提出された企画提案書及び企画提案会の結果を踏まえ、評価表に基づき厳正に審査を行う。なお、企画提案会の日時は、申込書等の提出を行った事業者に対し、改めて個別に連絡する。
- (2) 上記審査の中でこども家庭庁の担当者から質問等のために連絡を受けた者は、提出した企画提案書等の追加説明を行うものとする。

8. 質問書の提出

参加要領及び仕様書に関し質疑等がある場合は、上記5.(1)の提出先へ質問書（任意様式）を提出すること。なお、メールによる提出を希望する場合は、送信する際は、事前に上記5.(1)に連絡し、メールアドレスを確認すること。

9. 選定基準

選定にあたっては、提出された書類を企画提案書評価表に基づいて審査を行い、本件の趣旨に最も合致し、優れた提案を行った者を選定する。

10. 契約の締結

企画提案書評価結果通知後速やかに、支出負担行為担当官こども家庭庁支援局長は、契約候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認のうえ、契約を締結する。

11. その他

企画提案書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。